

利用者負担説明書

※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍にして計算してください。

訪問介護(要介護1~5の方が対象)		
身体介護が中心の場合		
20分未満	166	単位/回
20分以上30分未満	249	単位/回
30分以上1時間未満	395	単位/回
1時間以上	577	単位/回
1時間から計算し30分を増すごとに	83	単位/回
生活援助が中心である場合		
20分以上45分未満	182	単位/回
45分以上	224	単位/回
身体介護に引き続き生活援助を行った場合		
20分以上	66	単位/回
45分以上	132	単位/回
70分以上	198	単位/回
加算等		
特定事業所加算Ⅱ	所定の10%増	
初回加算	200	単位/月
緊急時訪問介護加算	100	単位/回
※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ	13.7	%
※1 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	6.3	%

※1 基本利用料に加算を加えた1ヶ月あたりの合計金額に対する加算割合です。

介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1~2の方が対象)			
太子町	緩和した基準による訪問型サービス	(Ⅰ)1,054 (週1回程度)	単位/月
		(Ⅱ)2,107 (週2回程度)	単位/月
	訪問介護相当サービス	(Ⅰ)1,172 (週1回程度)	単位/月
		(Ⅱ)2,342 (週2回程度)	単位/月
		(Ⅲ)3,715 (週2回超える程度)	単位/月
たつの市	緩和した基準による訪問型サービス	(Ⅰ)216 (週1回程度)	単位/回
		(Ⅱ)216 (週2回程度)	単位/回
		(Ⅲ)216 (週2回超える程度)	単位/回
	訪問介護相当サービス	×	
姫路市	緩和した基準による訪問型サービス	×	
	訪問介護相当サービス	×	
加算等			
	初回加算(太子町のみ)	200	単位/月
	※2 介護職員処遇改善加算Ⅰ(太子町)	13.7	%
	※2 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(太子町)	6.3	%
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(たつの市)	30	単位/月
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(たつの市)	14	単位/月

※2 基本利用料に加算を加えた1ヶ月あたりの合計金額に対する加算割合です。